

#### 4. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権の状況

(単位：百万円)

| 債権区分              | 債権額     | 保 全 額 |    |    |    |
|-------------------|---------|-------|----|----|----|
|                   |         | 担保    | 保証 | 引当 | 合計 |
| 令和 6 年 3 月末       |         |       |    |    |    |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | —       | —     | —  | —  | —  |
| 危 険 債 権           | 2       | 2     | —  | —  | 2  |
| 要 管 理 債 権         | —       | —     | —  | —  | —  |
| 三月以上延滞債権          | —       | —     | —  | —  | —  |
| 貸出条件緩和債権          | —       | —     | —  | —  | —  |
| 小 計               | 2       | 2     | —  | —  | 2  |
| 正 常 債 権           | 145,942 |       |    |    |    |
| 合 計               | 145,945 |       |    |    |    |
| 令和 6 年 9 月末       |         |       |    |    |    |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | —       | —     | —  | —  | —  |
| 危 険 債 権           | 2       | 2     | —  | —  | 2  |
| 要 管 理 債 権         | —       | —     | —  | —  | —  |
| 三月以上延滞債権          | —       | —     | —  | —  | —  |
| 貸出条件緩和債権          | —       | —     | —  | —  | —  |
| 小 計               | 2       | 2     | —  | —  | 2  |
| 正 常 債 権           | 138,078 |       |    |    |    |
| 合 計               | 138,081 |       |    |    |    |

(注) 1. 令和6年9月末の計数は、次の方法により算出しています。

- (1) 各計数は、令和6年3月末基準の自己査定額を令和6年9月末の残高に置き換えたものです。
- (2) 令和6年3月末から9月末までの間に、債務者区分の変更が必要であると認識した先については、9月末時点の債務者の状況に基づき債務者区分を変更しています。
2. 上記の債権区分は、次のとおり区分したものです。

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

- (2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

- (3) 要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

- (4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

- (5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

- (6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)(2)(4)(5)に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。